

## 道路の維持管理（道路の清掃事業）について

### 第1 監査の結果

建設局及び環境局は、道路のゴミ収集量、自動車走行台数などの状況を的確に把握し、これらの状況に応じた業務計画を作成するため、総合的な見地から検討を行う必要がある。

建設局及び環境局は、道路清掃事業を適切かつ効率的に行うために、両局間で、建設局への移管を前提にした協議が行われているが、その協議の促進を図る必要がある。

### 第2 事業の概要

建設局及び環境局では、車両からの落下物などによる交通事故・交通渋滞の防止を図り、道路の汚れ、ゴミの散乱などを除去し、良好な都市景観を確保するとともに排水溝の目詰まりなどから生じる道路冠水の防止を図るため、都道及び東京都が管理している国道の清掃事業を行っている。

この道路清掃事業は、区部は環境局が中心となり、多摩地域は建設局が行っている。これは清掃事業の一元的処理を行うため区部の道路清掃事業が、建設局から衛生局清掃事業部に移管された昭和24年3月以降、2局執行体制となり、昭和24年8月に清掃局が設置されてからは清掃局の業務として執行していたが、平成12年4月清掃事業の区移管に伴い清掃局が廃止となったことにより、道路清掃事業を環境局が継承したものである。

なお、建設局及び環境局の道路清掃事業に係る事業の概要は表1のとおりであり、多摩地域の道路清掃事業については、道路管理を所管している建設局ですべてを行っているが、区部の道路清掃事業については、車道、歩道及び横断歩道橋の清掃事業を環境局が行い、歩道内植樹帯、中央分離帯等の清掃事業を建設局が行っている。



路面清掃車による道路清掃（昼間作業）

(表1) 道路清掃事業の概要

区分	対象		実施内容	実施方法	平成13年度 決算額 (千円)
	道路 (km)	歩道橋 (基)			
建設局	道路延長 多摩地域 1,069 区部 921	多摩地域 134 区部 -	多摩地域における道路清掃、 区部における環境局所管以外 の道路清掃(地下歩道・植樹 帯・中央分離帯・ガードレー ル・側溝しゅんせつ・粗大ゴ ミの処理)	委託	985,554
環境局	区部 921	区部 541	区部における車道、歩道及 び横断歩道橋の清掃	委託	2,387,836

(注) 道路延長、歩道橋数は平成13年3月31日現在である。

### 第3 監査の観点、範囲、期間及び対象

今回の監査においては、道路維持事業のうちの道路清掃事業を監査の対象とし、道路清掃事業は、所期の目的を達成しているか、業務計画及び執行基準は適切か、費用対効果に配慮したものとなっているか、道路清掃事業における執行体制は効率的なものとなっているかの3つの観点から、平成13年度を中心に事業の評価を行った。

また、実地監査は平成14年9月9日から同月20日までの期間において、道路清掃事業を行っている建設局及び環境局を対象として実施した。

### 第4 事業評価の結果(観点別)

#### 1 道路清掃事業は、所期の目的を達成しているか

道路清掃事業は、所期の目的を達成しているかについての検証は、定期清掃及び苦情・要望に係る処理が適切に行われているか、道路清掃の不備による交通渋滞の有無や緊急時の対応が速やかになされているかの2つの視点から行った。

##### (1) 定期清掃及び苦情・要望に係る処理が適切に行われているかについて

道路清掃については、建設局、環境局とも計画的に定期清掃を行うとともに、建設局においては、道路管理の一環としておおむね3日に1度のローテーションで道路巡回を実施し、補修の必要性の点検などと合わせて道路落下物・不法投棄物の有無などの確認を行うこととなっている。

この道路清掃について、道路の汚れ・ゴミの散乱などについての苦情・要望は、道路に関する総合的窓口として設置されている建設局「道の相談室」などで受付し、その処理に当たって

は建設局所管事業に係るものは各建設事務所、環境局所管事業に係るものは廃棄物埋立管理事務所において処理されている。苦情・要望の状況は表2のとおりとなっているが、そのほとんどは街路樹の落葉や不法に投棄されたゴミに関するものであり、苦情・要望の処理経過について、北多摩南部建設事務所及び廃棄物埋立管理事務所で見ると、現場調査を行うなどいずれの場合も速やかに処理されている。

(表2)平成13年度苦情・要望の状況

区 分	苦 情 ・ 要 望 の 概 要	苦情・要望件数(件)
車 道	・落葉で側溝などが埋まっている ・土砂・紙くずの散乱 ・動物死体の処理 等	115
歩 道	・落葉の処理 ・歩道・植樹帯の不法投棄物の処理 ・ガードレールの清掃 等	124
橋 梁 橋 台	・ゴミの不法投棄 等	13

(注)建設局「道の相談室」苦情・要望件数

(2)道路清掃の不備による交通渋滞の有無や緊急時の対応が速やかになされているかについて

道路の機械清掃や道路排水溝のしゅんせつは各々委託契約により行われているところであるが、北多摩南部建設事務所において見たところ、道路の機械清掃や道路排水のしゅんせつが不十分だったことによる交通渋滞の発生・道路冠水は見受けられなかった。

また、車両からの荷崩れなどによる交通渋滞の発生や道路排水溝からの道路冠水の発生などの緊急時の対応については、各建設事務所において、直営作業班又は契約業者による道路の補修などと合わせて処理する体制となっている。北多摩南部建設事務所ではその発生がないため処理について検証することができなかったが、同じく交通阻害の要因を除去することとなる道路の補修作業は、速やかに行われており処理体制としては確立している。

2 業務計画及び執行基準は適切か、費用対効果に配慮したものとなっているか

道路清掃委託契約の締結に際し、建設局は多摩地域道路清掃作業調書を、環境局は道路清掃作業実施計画書(作業調書及び作業実施計画書を以下「業務計画」という。)をそれぞれ策定している。この業務計画は、各道路ごとに適用する清掃回数(以下「執行基準」という。)及びその適用区間を定めているもので、区部を所管する環境局では廃棄物埋立管理事務所において、多摩地域を所管する建設局では各建設事務所において作成している。この業務計画について見たところ、いずれも当該道路のゴミ収集量、自動車走行台数、沿道の商業・業務地域の状況などに応じて適用する執行基準の見直しをすることなく作成し、前年度の計画に道路の新設や国・区市町村

への移管など清掃対象の増減を中心とした変更に残っている。

当該道路の道路清掃によるゴミ収集量、自動車走行台数、沿道の商業・業務地域の状況などについては、執行基準設定の基本事項であるとともに、道路清掃の必要性の検証や道路清掃の効果を測定する上での指標であり、執行基準に見合う行政需要があったのかどうかの確認に欠かせないものである。

また、執行基準について見ると、建設局及び環境局とも、段差のある歩道が整備されている道路及び歩道橋について設けられているが、その基準は表3及び表4のとおりである。

建設局及び環境局は、当該道路のゴミ収集量、自動車走行台数などの状況を的確に把握し、これらの状況に応じた業務計画を作成するため、総合的な見地から検討を行う必要がある。

(表3) 道路機械清掃執行内容及び適用道路

区分	執行基準	基準適用道路	所管局
区部	毎日	都心部、副都心、繁華街、埋立処分場搬入路の周辺、環状線（明治通り、山手通り、環七通り）及び交通量の多い主要幹線	環境局
	3回/週	環状線及び交通量の多い主要幹線のうち、比較的ゴミの少ない道路	
	2回/週	主要幹線、一般の都道及び陸橋、側道、地下道並びに繁華街周辺分離帯側	
	1回/週	3日目清掃のうち、比較的ゴミの少ない道路など	
多摩	3回/月	人口集中地区の主要路線	建設局
	2回/月	人口集中地区の補助路線	
	1回/月	人口集中地区以外の主要路線	
	1回/2月	人口集中地区以外の補助路線	

(表4) 歩道橋清掃執行内容及び適用歩道橋

区分	執行基準	基準適用歩道橋	所管局
区部	3回/週	南千住歩道橋、汨橋歩道橋	環境局
	2回/週	駅前歩道橋及び特に利用度の高い歩道橋	
	1回/週	利用度が平均的な歩道橋	
	1回/2週	利用度の低い歩道橋	
多摩	不定期	多摩地域歩道橋	建設局

### 3 道路清掃事業における執行体制は効率的なものとなっているか

道路清掃事業における執行体制は効率的なものとなっているかの検証は、道路清掃事業は効率的に行っているか、道路清掃事業を行っている2局間で十分調整され、効率的な体制となっているかという2つの視点から行った。

#### (1) 道路清掃事業は効率的に行われているかについて

道路の機械清掃は、建設局及び環境局とも、表5のとおり先行車、散水車、路面清掃車（ロードスイーパー）及びゴミ運搬車（ダンプカー）の4台1組で作業を行う体制を固定し行っているところである。国、他都市の状況を見ると表6のとおり、いずれにおいても散水車及び路面清掃車は、ほぼ配置しているが、運搬車は配置されていない場合がある。都は先行車について、歩道及び駐車車両下からのゴミ掃出しなどの役割としているが、先行車を配置していない都市やその機能を他の車両で補っている都市などもある。また、ゴミ運搬車について北多摩南部建設事務所で見たところ、1日のゴミ収集量が路面清掃車の収容容量の範囲内に留まり、必ずしもゴミの積替えを要しない日があることから、先行車、散水車、路面清掃車及びゴミ運搬車の役割などの検討を行い、状況に応じた効率的な作業体制を確保する必要がある。

また、環境局では、区部を26ブロックに分割して機械清掃を委託により行っている。しかしながら、各組の年間ゴミ収集量から見ると表7のとおり、年間200トン以上収集する組が8組ある一方、年間100トン前後の収集量の組が4組あり、ゴミ収集量に大きな開きがあるが、一方、道路に散乱するゴミについては、土砂など重量のあるものから、紙くず、枯葉など重量の軽いものがあり、これらを加味することが必要である。しかし、現状では収集したゴミの性状をはじめ、道路の状況などについての的確に把握している状況とはなっていない。

今後、これらの状況を的確に把握し、現行執行体制の見直しも含め効率的な執行体制の確立が求められる。

(表5) 道路清掃作業体制

種 別	役 割 ・ 内 容
先 行 車	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歩道から車道へのゴミの掃出し</li> <li>・ 駐車車両がある場合のゴミの掃出し</li> <li>・ 作業終了時の確認</li> <li>・ とり残した土砂、ゴミの除去</li> </ul>
散 水 車	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防塵のための散水</li> </ul>
路面清掃車 (ロードスイーパー)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ブラシ式路面清掃車による路面清掃</li> </ul>
ゴミ運搬車	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 路面清掃車が収集したゴミの積替え</li> </ul>

〔 先 行 車 〕



〔 散 水 車 〕



〔 路面清掃車 〕



〔 ゴミ運搬車 〕



(表6) 国等の清掃体制

区分	実施方法	清掃体制
国	委託	散水車、路面清掃車、ゴミ運搬車 先行車は、2回に1回使用
京都府	委託	散水車、路面清掃車
大阪府	委託	散水車、路面清掃車
札幌市	委託	散水車、路面清掃車、ゴミ運搬車、作業車
仙台市	委託	散水車、路面清掃車
千葉市	委託	路面清掃車、ゴミ運搬車
川崎市	委託	先行車、散水車、路面清掃車、ゴミ運搬車
横浜市	委託	散水車、路面清掃車、ゴミ運搬車
名古屋市	委託	先行車、路面清掃車、ゴミ運搬車
京都市	委託	先行車、路面清掃車（散水を含む。）、ゴミ運搬車
大阪市	委託	散水車、路面清掃車、ゴミ運搬車（掃出しを含む。）
神戸市	委託	散水車、路面清掃車、ゴミ運搬車
広島市	委託	散水車、路面清掃車、ゴミ運搬車

(表7) 平成13年度区部道路清掃ゴミ収集実績（年間総量）（単位：トン）

組番号	ゴミ収集量	組番号	ゴミ収集量	組番号	ゴミ収集量
1組	97.16	10組	163.75	19組	204.34
2組	154.42	11組	221.81	20組	188.93
3組	130.87	12組	205.52	21組	172.01
4組	162.97	13組	206.82	22組	175.34
5組	119.81	14組	193.64	23組	291.91
6組	111.16	15組	197.91	24組	175.88
7組	96.08	16組	148.54	25組	165.19
8組	241.96	17組	153.22	26組	214.20
9組	126.15	18組	216.96	平均	174.48

(2) 道路清掃事業を行っている2局間で十分調整され、効率的な体制となっているかについて

道路清掃事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第42条及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第5条に基づき行われているところであるが、いずれの法律も、道路管理者に道路清掃を求めている。

ところで、区部の道路清掃事業を所管する環境局と道路管理を所管する建設局との連携について見ると、表8のとおり、平成9年に国の告示により、国の直轄管理になっているにもかかわらず、道路・歩道橋の清掃が平成13年度まで行われていた事例や、歩道のゴミ清掃は環境

局、歩道内の植樹帯のゴミ清掃は建設局が行うなど、道路清掃の処理が2局間で輻輳<sup>ふくそう</sup>しているなどの状況が見られる。

道路清掃事業を適切かつ効率的に行うためには、道路管理の所管局である建設局で一元的に処理する体制とすることが必要であり、両局間で建設局への移管を前提にした協議が行われているが、その協議の促進を図る必要がある。

(表8) 平成13年度道路清掃が不適切である事例

(単位：m)

区分	通称	区間	距離	移管年月
国への移管	海岸通り	国道15号線から都道420号線交差点	2,100	平成9年4月
		同 昭和歩道橋	-	
		同 東品川歩道橋	-	
		同 新東海橋歩道橋	-	
区への移管	旧堤通り	大師橋から瓦斯橋	4,400	平成13年3月
		同 古市富士見歩道橋	-	
		同 多摩川小学校歩道橋	-	